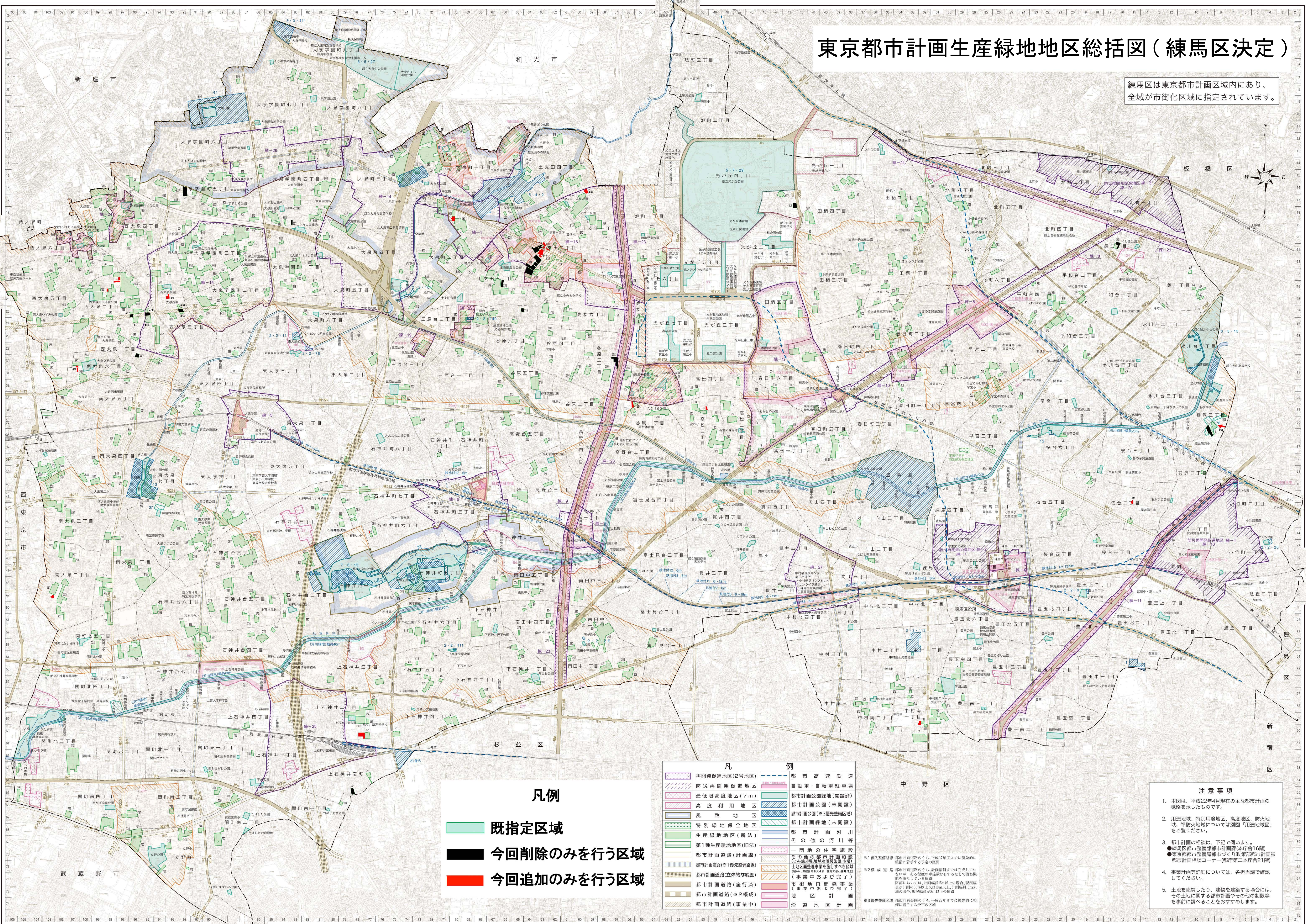


東京都市計画生産緑地地区総括図（練馬区決定）

練馬区は東京都市計画区域内にあり、
全域が市街化区域に指定されています。



凡例

	既指定区域
	今回削除のみを行う区域
	今回追加のみを行う区域

凡	例
	再開発促進地区(2号地区)
	防災再開発促進地区
	最低限度高度地区(7m)
	高度利用地区
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区(新法)
	第1種生産緑地地区(旧法)
	都市計画道路(計画線)
	都市計画道路(※1優先整備路線)
	都市計画道路(体系的な範囲)
	都市計画道路(施行済)
	都市計画道路(※2概成)
	都市計画道路(事業中)
	都市高速鉄道
	自動車・自転車駐車場
	都市計画公園緑地(開設済)
	都市計画公園(未開設)
	都市計画公園(※3優先整備区域)
	都市計画緑地(未開設)
	都市計画河川
	その他の河川等
	一団地の住宅施設 その他の都市計画施設 (この特種用途地、地域環境整備区画) 土地整理事業を施行すべき区域 (※4土地整理事業(※5)実施済) (事業中および完了) 都市計画再開発事業 (事業中および完了)
	地区計画
	沿道地区計画

- ### 注意事項
1. 本図は、平成22年4月現在の主な都市計画の概略を示したものです。
 2. 用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域、準防火地域については別図「用途地域」をご覧ください。
 3. 都市計画の相違は、下記で伺います。
●練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
●東京都市整備部都市づくり政策部都市計画課都市計画相談コーナー(都庁第二本庁舎21階)
 4. 事業計画等詳細については、各担当課で確認してください。
 5. 土地を売買したり、建物を建築する場合には、その土地に関する都市計画やその他の制限等を事前に調べることをおすすめします。